特別委の調査へ

足寄町役場の敷地問題

臨時第六回足寄町議会は十一月二十八日午前十時二分に開会（大久保、遠山、大原議員が欠席）会期を一日として理事者側から報告として「民事調停に応ずることについて」が提出されました。

その内容は高橋安蔵氏（代理人海老合利一弁護士）から町役場の建物収去、土地明け渡し調停事件の申し立てがあり、町としてこれにたいして昭和三十一年十二月十日の議決にもとずく交換の履行を求め、弁護士を代理人とするほか調停の進行にともない適切な方法をとる、というもの。

富田総務課長　昨年来、相手方の代理人と話し合いしてきたが、六月十五日に内容証明で通告があり十月一日に民事調停としての申し立てがあり自治法の議決事項ではなく民事調停法により相手方とならざるを得ない、問題の重要性に鑑み報告する

伊藤議員　六月十五日に内容証明がくるまでの経過町長が早期解決というが就任いらいどのように折衝したか

小林町長　六月十五日までの経過についてはこれまで答弁してきたとおりなので諒承願いたい

伊藤議員　明け渡しできないとすれば両者間で併行線となり正式裁判となるがどう考えるか

小林町長　報告申し上げて調停に応ずるが基本的に三十一年十二月の交換の議決で処理したいので相手の理解を願いたい、一致をみないときは相手方の出方による、本裁判になるかもしれないが町民の利益を守るために裁判に応ずるのも止むを得ない

伊藤議員　三十一年の議決は百一町歩と千五百坪との交換だが、裁判にのぞむ心構えとして弾力性のある心構えで最悪の場合適当なところへ庁舎を移す考えはないか

小林町長　この問題は旧足寄村と旧西足寄町との合併の基本条件であり、当時の議長で町長二期の高橋氏が一番承知のことで高橋氏の気持次第で処理できる

新沼議員　好ましくない状態だが人と人とのことは微妙で誠意をもつてかくし看板のない話しをすればこんなことにならない、地主高橋氏の行為はよいとは思えないが理事者として政治的に解決すべきで直接本人とどの程度話し合つたか

小林町長　三十一年の議決にもとずいて執行せねばならない責任がある、人と人とのことといわれてもそうは参らぬ厳然たる議決がある、その議決を無効とし買収せよといい民事調停となつたが私どもは有効の立場で議決の変更のない限り執行せねばならない

新沼議員　議決のワク内とのことだが相手のあることなので見通しを立てて議決を変更するなりすべきでないか、相手方の意志を尋ねたことがあるか

小林町長　就任してから総務課長と同行してお伺いしたが、この件は一切海老名弁護士に委任してあるので代理人と交渉するようにとのことで数次にわたり話し合つたが議決無効との前提に立つており根本的に相異していて三千九十九万円に評価しそれがダメなら明け渡せとのことなので、町民の不利益はさけたい

新沼議員　相手があることなので調停をやりまとまらなければ法廷で争われも最悪の状態で町が敗訴となる場合も考えられる、勝てばよいが不利な状態の場合はどうするか

小林町長　現段階では申し上げられない

福本議員　動議として、本役場庁舎敷地について充分調査するため特別委員会を設置したいので日程に追加して頂きたい

（これを議題として追加することに伊藤議員から異議が出されたが多数で決定）

つぎに一般会計予算に、民事調停弁護士委託料十五万円、てん菜移植機補助二十五万二千円、喜登牛小学校給水工事六十二万円の追加補正案を上程

香川議員　弁護士の報酬は前回四十万円に対して非常にすくないが推定か、訴訟の場合の費用はどのくらい予想されるか

富田総務課長　調停と本訴は違い二分の一程度で公共団体なので考慮を願いこの程度と内意を伺つた、本訴の場合はいま予想していない

などの質疑があつて議決ついで特別委員会の設置を議題として

福本議員　三十一年に発生した問題でその間の事情を熟知しない我々として責任上充分に調査研究したい

執行した本人が申し立ての当人で複雑な問題であり明確にする必要がある

伊藤議員　係争で裁判の一環の問題を議会が調査する目的はなにか、なにを調査するのか、裁判が優先するのではないか

福本議員　そういう考えもなり立つが最悪の場合は本訴になるので議会の態度を明らかにしたい

伊藤議員　議決して理事者の執行上の問題であり調査研究はどの辺か

福本議員　法律的な問題とか種々の問題がふくまれる、町費の支出も調査する必要がある

伊藤議員　益々おかしい法律その他は裁判所がやる特別委員会にも費用がかかる、調停の度合いをみて考えたらよい

鳴海議員　賛成する、町民の代表として先輩の議決したことを否定して無効と主張する方もいる、解釈はマチマチであるから明確に調査研究して意見の統一をはかりたい、議員の責任として調査して正しい方向へすすめたい

多田梅松議員　二千七年から四十二年までの資料が配布されており、これ以外のものはないので調査する必要はない

新沼議員　議決がムリかどうかを調査するならよいが、議決を否定しないなら特別委の必要はない

鳴海議員　否定するしないでない、議員の任務として調査研究する必要がある

新沼議員　議決がそのまま立派なら調査する必要はない

矢野議員　立派と思う人もおりマチマチな空気だから調停裁判の機会に念には念を入れて独自の調査は町民のために必要である

大滝議長　質疑を打ち切り討論に入る

新沼議員　調停に応ずることにして議会が調査する理由はない

矢野議員　あの議決を無効との一部の考え方があるのでそれを明確にして町民に伝える必要がある

多田議員　私は反対する当時の議決が正しい、理事者が忠実に執行すべきだ

神本議員　相当の年数理事者が執行できないので議会として検討すべきで議決した責任上解明すべきだ、和解が生れるのにやぶさかでなく裁判は裁判のワクのなかでやり議会活動として乗り出して実行できるようにすべきだ

などの論議があつて採決の結果、十五対六の多数決で設置に決定、特別委員は大滝議長の指名で斉藤副議長、鳴海、大久保、宮口、神本、矢野議員とし、経費十万円以内としました。

このあと足寄地区労から提出の教職員の01・8統一行動参加者にたいする処分中止の請願を多数決で採択して午後一時三十分に閉会しました。

なお閉会後に庁舎敷地調査特別委員会の初会合で委員長に斉藤昇、副委員長に矢野寛一の両氏を選びました。

普及所統合　三町ともに反対

（第一面から）

第六号は陸別から提出の地区農業改良普及所の統合問題について

国安議長　道の方針で現在の普及所を整備統合して池北線三町を一カ所にまとめるとのことで農家も普及所も反対しており、統合すれば距離が遠くなる、統合される町は賛成かもしれないが従来どおりに存続させたい

方川議員　五月末に町村会と農協組合長との会議で時期尚早として反対した、その後支庁では第二案、第三案として名目上の統合で町村に支障はきたさない統合にしたいとのことで、明後二十九日に足寄町で農業団体などの協議があるのでそれをまつて態度を決めたらどうか

水元町長　基本的に統合に反対している

松台議員　二十九日の話し合いの結果というが、この協議会で統合反対なのでその線を打ち出して参加してもらいたい

天野議員　統合の考えをもつて説明にくるので原則的に統合に反対を決定して意思表示した方がよい

方川議員　いくら説明をきいても反対に変りはない

天野議員　実行は町長、議長に任せる

として統合に反対を決定

高橋氏側は買収を要求

調停委員会で

足寄町役場の収去、土地明け渡しを申し立てた高橋安蔵氏からの調停事件は十二月二日午後一時すぎから帯広簡易裁判所で長谷川判事、石名、難波委員により第一回の調停委員会をひらき、高橋氏側の海老名弁護士から

一、交換の議決のさい高橋氏が退場しなかつたから自治法違反であり、さらに開拓財産を対象とした議決は無効である

二、交換の契約書などは高橋氏のオイの故高橋健郎氏が総務課長で勝手につくつたもので本人は関知していない

三、従つて鑑定士が評価した三千九十九万円で町が買収すべきで、それでなければ土地を明け渡すべきである

など従来からの主張が述べられたのにたいして、町側の杉村弁護士が反論説明し各調停委員から『それでは町が買収するか、明け渡すか、議決どおりに交換するか、あるいは土地を賃貸借にするかのどれかになる』と話しかけたところ海老名弁護士は賃貸借は否定したので、杉村弁護士はさらにその点の確認を求めたのにたいし海老名弁護士はハッキリと『賃貸借はあり得ない』と言明したのが注目され約四十分で閉会、次回は一月二十一日となりました

庁舎特別委ひらく

足寄町議会の庁舎敷地調査特別委員会では十二月四日午後二時から第二回の会合をもち、斉藤委員長以下全員が出席して理事者側からこれまでの経過や調停のもようの説明を求め三時間にわたつて審議し次回は十九日としました。

だまされた町議会

役場敷地問題の背景

○…足寄町の役場敷地問題は十三年がかりでクスブリつづけていよいよ裁判所のヒノキ舞台?にお目見得

○…イキナリ訴訟にもつていかないで調停というクッションをおいて町側の意向打診に出た形ですが、いずれは妥協案として予想されていた「賃貸借」という切り札が初回でつぶされたために、もはや調停成立の可能性はうすれ、あとは帯広市でともに薬局を経営している石名、難波の両調停委員がどんなクスリを調合するかといつたところ。

○…町議会の特別委員会は特にこの問題については自治法第百条による委員会としたために関係人の出頭、証言を求める権限があり、裁判所と同じように宣誓して虚偽の陳述をしたときは五年以下の禁固、正当の理由なく出頭しないときは六カ月以下の禁固という罰則があるだけに大変。

○…おそらく当の高橋氏も出頭、証言を求められるものと予想されるだけに、同氏の支持派議員が委員会設置に反対したわけで、まさに〃政争の町足寄〃の面目を発揮することにはなつたものの、いずれにしてもこの難問題の解決にはひと波乱はつきもので、さけてとおるわけにはいかない宿命

○…高橋氏は昨年の三月までの在任中は、自治法第二三八条の三の行為の制限にふれるから交換したくてもできないのだといいつづけてきましたが、四十年にすでに道、支庁から高橋氏の町長就任以前の交換議決だから差し支えはないとの通達がきていたのにそれをかくしていたことが最近判明したそうで、町議会は完全にだまされていたこと。

カメラ
八ミリ
写真材料
上野カメラ堂
上野復興
足寄駅通り　T四二〇

工場営業所と住宅移転
このたび工場等を新築いたしまして旭町から
中央五区矢野木工場
ウラへ移転いたしました
これも一重に皆様の御陰と存じ紙上をもつて厚く御礼を申し上げます。
高本とうふ店
足寄町中央五区　T五〇五
◎凍れ豆腐は特に厳選大豆をもつて調製。大豆交授は二十五日で締切となります

技術に生きる！
テレビ
ラジオ
ステレオ
レコード
世界のビクターマーク
HIS MASTER'S VOICE
ーあらゆる電気器具ー
有限会社ミネ・デンキ
足寄劇場前　電話142番

家具と建材のサトウ
あなたの快的で豊かな住いと暮しのために！
ご用命をお待ちいたします！
家具建具製造職人及び見習募集
佐藤家具建材店
足寄駅前　T221

不動産についての御相談は！
調査、売買、あつせん、管理
分譲、代行、登記、損害保険
代理まで
同和、興和火災保険代理
北海道免許十26号
足寄町本通り三丁目　T三四五
足寄不動産事務所

新畳　表替　敷物一式　二段ベッド
ふすま張替
中古畳
小林畳店
小林幸三郎
足寄町大通り山口整骨院前　T四二八

ホステス　十名
ウエイトレス　三名
バーテン見習　一名
北見市四条三丁目（電話八六一九番）
トランジスター劇場　メイゾンマヤ
メイトオアシス　照子

大自然のなかの人工美
―いで湯のふるさと―
観光と保養の
芽登温泉
足寄町芽登　T二八五五